

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

平成21年5月までに

裁判員制度

がはじまります。

これからはじまる！裁判員制度

Q & A (第2回)

Q 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

A 裁判員の仕事に必要な「法律に関する知識」や「刑事裁判の手続き」については、裁判官が丁寧に説明することになっていますので心配ありません。また、裁判官と裁判員とが十分に話し合いながら評議を進めますので、裁判員となる皆さんが法律に関する専門的な知識を持っていることは必要ありません。

さらに、検察官や弁護士も、分かりやすい裁判が行われるよう努力します。

Q どのような事件について、裁判員が参加するのですか？

A 代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ①人を殺した場合（殺人）
- ②強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）
- ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）
- ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
- ⑤人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）
- ⑥身代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身代金目的誘拐）
- ⑦子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合（保護責任者遺棄致死）

Q 裁判員になるために、資格はいらないのですか？

A 衆議院議員の選挙権を有する人（20歳以上）であれば、原則として誰でもなることができます。ただし、次のような人は裁判員になることができません。

1 欠格事由

- 義務教育を終了していない人（義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます。）
- 禁固以上の刑に処せられた人
- 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人 など

2 就職禁止事由

- 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- 司法関係者（裁判官、検察官、弁護士等）、警察官
- 都道府県知事及び市町村長（特別区長も含む）
- 自衛官 など

3 事件に関連する不適格事由

- 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人 など

4 その他の不適格事由

- 裁判所が不公平な裁判をする恐れがあると認めた人

詳しくは、松山地方裁判所ホームページ<http://www.courts.go.jp/matsuyama/>を参考にしてください。また、ホームページ内では、各種民事手続の手続案内を行っております。あわせてご覧下さい。